

広島県告示第八百三十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり通所介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年八月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	名称	名称	所在地	廃止年月日
	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
	広島市西区天満町八番七号	デイサービスセンタースイートピア府中	安芸郡府中町本町二丁目三七〇―一	平成一九年三月二日